

# 保育所等への指導監査について

過去の指摘、指導等の状況について

# 過去の指摘、指導等の状況について

- 1 非常災害対策
- 2 危険・事故防止対策
- 3 子どもの健康支援
- 4 給食
- 5 苦情解決
- 6 運営規程
- 7 職員の配置
- 8 労働基準法関係法規の遵守
- 9 職員の健康管理
- 10 各種手当の規程及び支出
- 11 保育所等の経理について

# 過去の主な指摘・指導事項①

## 1 非常災害対策

- 避難訓練・消火訓練を実施していない月があった
- 消防設備の点検後の対応が不十分

## 2 危険・事故防止対策

- 治療に要する期間が30日以上を負傷等について報告していない
- 再発防止策の検討が不十分
- 不審者対応訓練が不十分

## 3 子どもの健康支援

- 入所時の健康診断が行われていない
- 定期健康診断を未受診の児童がいる

## 4 給食

- 調理職員等の細菌検査が不十分
- 検食を行わずに食事を提供していた

## 5 苦情解決

- 苦情解決の仕組みについて保護者への周知が不十分
- 第三者委員の設置が不十分

## 6 運営規程

- 運営規程について定めるべき事項が不十分
- 運営規程の内容について現状と一致していない

## 7 職員の配置

- 保育士等について必要な人数の配置がされていない
- 常勤の保育士等が各組や各グループに1名以上配置がされていない

## 8 労働基準法関係法規の遵守

- 労使協定(36協定)の締結、労働基準監督署への届出の遅延
- 年10日以上、年次有給休暇が付与されている労働者に対し年5日以上、年次有給休暇を取得させていない
- 労働時間の適正な把握(始業・終業時刻の確認及び記録)が行われていない
- 育児・介護休業規程の内容が不十分
- 就業規則、給与規程、育児・介護休業規程について労働基準監督署に届出がなされていない

# 過去の主な指摘・指導事項②

## 9 職員の健康管理

- 雇入れ時の健康診断が不十分
- 定期健康診断の未受診、診断項目が不十分

## 10 各種手当の規程及び支出

- 給与規程に定められていない手当が支払われている
- 給与規程の定めと異なる額が支払われている

## 11 保育所等の経理について

- 月次試算表の作成、報告が適切でない
- 請求書、領収証等の保存が適切でない
- 現金、預金の残高確認が不十分
- 契約の手続きが適切でない
- 当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超えている
- 積立資産について目的外に使用する場合の手続きが不適切

# 1 非常災害対策

## 指導事項

- 避難訓練・消火訓練を実施していない月があった
- 消防設備の点検後の対応が不十分

児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を払い、訓練を行わなければならない。

前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第6条第1項、第2項】

## 2 危険・事故防止対策①

- 治療に要する期間が30日以上を負傷等について報告していない
- 再発防止策の検討が不十分

報告の対象となる重大事故の範囲

死亡事故

治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

【特定教育・保育施設等における事故の報告等について(令和5年4月1日こ成安第2号)】

再発防止の徹底

ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること

事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①(1)の点検実施箇所や①(2)のマニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること

【保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和4年12月15日事務連絡)】

## 2 危険・事故防止対策②

### ○不審者対応訓練が不十分

保育所は、外部からの不審者等の侵入防止のための措置を講じるとともに、これに対する必要な訓練を行うよう努めなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第50条】

保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

【保育所保育指針「第3章健康及び安全」の「3環境及び衛生管理並びに安全管理」の「(2) 事故防止及び安全対策」のウ】

認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施すること。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。更に、園児の精神保健面における対応に留意すること。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領「第3章健康及び安全」の「第3環境及び衛生管理並びに安全管理」の2】

## 2 危険・事故防止対策③

不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員等が、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図ること。

教育・保育活動の場や内容、教職員等の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があることから、全教職員等が揃わない時間帯等においても、状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図ること。

不審者を刺激させないほか速やかな避難行動を行うことができるよう、役割分担に応じて子どもに分かりやすい指示で安全に誘導することや、あらかじめ決めておいた文言を放送等で知らせること。

教育・保育活動の場や内容等が多様であること、子どもの身体発育や精神的機能の発達が十分でないことなどの特徴があることに留意しながら、様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、子どもの発達の実情に応じて行うこと。

【認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について(令和3年11月29日事務連絡)】

## 2 危険・事故防止対策④

### 救急対応について

全ての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対応方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月）】

#### 実践的な訓練や研修の実施

救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、保育所内でも訓練を行うこと

【保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日事務連絡）】

事故発生時に適切に対処することができるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急対応の実技講習等の研修の機会を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるよう、119番通報の訓練を含めた事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めること。

【教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について（令和5年4月27日事務連絡）】

## 2 危険・事故防止対策⑤

### 睡眠中及び食事中の事故防止

平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、重大事故が発生しやすい場面について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところ

#### (1)重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

##### ア 睡眠中

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝かせ方に配慮を行うこと。

##### イ 食事中

○ 職員は、こどもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有すること。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日のこどもの健康状態等について情報を共有すること。

○こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

※りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食完了期までは加熱して提供すること。)

ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

汁物などの水分を適切に与えること。

食事中に眠くなっていないか注意すること。

#### (2)注意事項に係る職員への周知等

事故を未然に防止するため、睡眠や食事に関わる職員に対して、こどもの睡眠や食事の介助を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての周知等を十分に行うこと。

【教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について(令和5年4月27日事務連絡)】

# 3 子どもの健康支援

- 入所時の健康診断が行われていない
- 定期健康診断を未受診の児童がいる

児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第15条第1項】

健康診断は、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までに行うものとする。)ことを原則とする。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条第1項】

# 4 給食

- 調理職員等の細菌検査が不十分
- 検食を行わずに食事を提供していた

調理従事者等は臨時職員も含め、月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。

【社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」】

# 5 苦情解決

○苦情解決の仕組みについて保護者への周知が不十分

○第三者委員の設置が不十分

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第20条第1項、第2項】

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。

【社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日児発第575号)】

# 6 運営規程

○運営規程について定めるべき事項が不十分

○運営規程の内容について現状と一致していない

保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 1 施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する保育の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 7 施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他施設の運営に関する重要事項

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第17条第2項】

特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 1 施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する特定教育・保育の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 5 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 6 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 7 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第20条】

# 7 職員の配置①

○保育士等について必要な人数の配置がされていない

保育士、保育教諭の配置			
0歳児	1歳児、2歳児	3歳児	4歳児以上
3:1	6:1	20:1	30:1

・保育士の数は、保育所1につき2人を下ることはできない。  
・園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、常時2人を下ってはならない。  
【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項、福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項】

## 7 職員の配置②

○常勤の保育士等が各組や各グループに1名以上配置がされていない

常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。

【保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて(令和3年3月19日子 発 0319 第1号)】

【保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義 について(令和5年4月21日こ成保21)】

常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、最低2名)配置されていること

【公定価格に関するFAQ No.9】

## 8 労働基準法関係法規の遵守①

- 労使協定(36協定)の締結、労働基準監督署への届出の遅延
- 年10日以上の子次有給休暇が付与されている労働者に対し年5日以上の子次有給休暇を取得させていない
- 労働時間の適正な把握(始業・終業時刻の確認及び記録)が行われていない
- 育児・介護休業規程の内容が不十分
- 就業規則、給与規程、育児・介護休業規程について労働基準監督署に届出がなされていない

## 8 労働基準法関係法規の遵守②

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

### 【労働基準法 第36条】

有給休暇（使用者が与えなければならない有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係るものに限る。）の日数のうち5日については、基準日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

### 【労働基準法 第39条第7項】

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日）】

# 8 労働基準法関係法規の遵守③

育児・介護休業法の最近の改正

①施行日：令和3年1月1日

「子の看護休暇」「介護休暇」が時間単位で取得可能（時間単位での取得が可能、全ての労働者が取得できる）

②施行日：令和4年4月1日

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

③施行日：令和4年10月1日

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

育児休業の分割取得

詳細は、厚生労働省「育児・介護休業法のあらまし」、「育児・介護休業等に関する規則の規定例」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103504.html>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

## 9 職員の健康管理①

○雇入れ時の健康診断が不十分

○定期健康診断の未受診、診断項目が不十分

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

【労働安全衛生規則第43条】

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生規則第44条第1項】

# 9 職員の健康管理②

雇入れ時の健康診断の診断項目	定期健康診断の診断項目
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既往歴及び業務歴の調査</li> <li>2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</li> <li>3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</li> <li>4 胸部エックス線検査</li> <li>5 血圧の測定</li> <li>6 血色素量及び赤血球数の検査(貧血検査)</li> <li>7 GOT、GPT、<math>\gamma</math>-GTP)検査(肝機能検査)</li> <li>8 LDLコレステロール、HDLコレステロール検査(血中脂質検査)</li> <li>9 血糖検査</li> <li>10 尿中の糖、蛋たん白の有無の検査(尿検査)</li> <li>11 心電図検査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既往歴及び業務歴の調査</li> <li>2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</li> <li>3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</li> <li>4 胸部エックス線検査及び喀痰検査</li> <li>5 血圧の測定</li> <li>6 血色素量及び赤血球数の検査(貧血検査)</li> <li>7 GOT、GPT、<math>\gamma</math>-GTP)検査(肝機能検査)</li> <li>8 LDLコレステロール、HDLコレステロール検査(血中脂質検査)</li> <li>9 血糖検査</li> <li>10 尿中の糖、蛋たん白の有無の検査(尿検査)</li> <li>11 心電図検査</li> </ol> <p>上記の3、4、6、7、8、9、11に掲げる項目については、基準に基づき、医師が必要でない認めるときは、省略することができる (労働安全衛生規則第44条第2項)</p>

# 10 各種手当の規程及び支出

- 給与規程に定められていない手当が支払われている
- 給与規程の定めと異なる額が支払われている

一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。

各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

【「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて(平成27年9月3日府子本第255号)】

施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいと思料されるので、財源等の実態をよく把握し、その指導に万全を期されたいこと。

【社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成13年7月23日雇児発第488号)】

# 11 保育所等の経理について①

- 月次試算表の作成、報告が適切でない
- 請求書、領収証等の保存が適切でない
- 現金、預金の残高確認が不十分
- 契約の手続きが適切でない

## 1 管理組織の確立

(1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。

【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日雇児総発0331第7号)】

# 11 保育所等の経理について②

(2) 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。

(4) 法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日雇児総発0331第7号)】

会計責任者は、月次報告の際、園の通帳と伝票及び仕訳日記帳との突合を行い、現金・預金勘定の帳簿残高と金庫内の現金及び預金通帳残高等と差異がないか確認を行うこと

【保育所等における適正な事務執行体制の徹底について(令和4年9月20日4子育第1516号)】

# 11 保育所等の経理について③

価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負：250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ：160万円
- ・ 上記に掲げるもの以外：100万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意すること

会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

【社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日雇児総発0329第1号)】

# 11 保育所等の経理について④

- 当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超えている
- 積立資産について目的外に使用する場合の手続きが不適切

【子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日府子本第254号)】

【「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて(平成27年9月3日府子本第255号)】

【「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について(平成27年9月3日府子本第256号)】